

平成28年度 6次産業化ネットワーク活動交付金

農林漁業者等が主体となって、食品事業者等多様な事業者とネットワークを構築して実施する6次産業化等の取組を支援しています。

	推進事業(ソフト事業)	整備事業(ハード事業)
事業主体	農林漁業者、農業団体、商工団体、民間事業者等	六次産業化・地産地消法又は農商工連携促進法の認定を受けた民間団体等に限定
対象となる事業内容	新商品開発・販路開拓等	新たな加工、販売等へ取り組む場合に必要な施設整備
対象経費の例	<u>1. 新商品開発費</u> 開発員手当、資材購入費、成分分析等検査費等 <u>2. 消費者評価会実施費</u> 会場借料等 <u>3. 販路開拓費</u> 商談会等への出展に要する費用等	<u>1. 農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設</u> 農林水産物等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、処理・加工用機械及び建物、販売のために必要な施設等 <u>2. 農林水産物等の生産のために必要な施設等</u> (1と併せて実施する場合) 乾燥機、袋詰め機、貯蔵機械及び建物、収穫物を運搬するための機械及び建物等 <u>3. 食品等の加工・販売のために必要な施設</u> (農林漁業者団体等と連携する中小企業者が行う場合) 加工・販売に必要な新商品の製造過程に対応した機械・施設等 ただし、販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限る
交付率	1／3以内 ただし、市町村の6次産業化戦略・構想に基づく取組は1／2以内	3／10以内、限度額1億円 ただし、交付金額については、以下①～③の一番低い額の範囲内とする ①事業費×3／10 ②融資額 ③事業費－融資額－地方公共団体等による助成額